

医療安全管理規定

当院では患者様に良質で安全な医療を提供するために、医療事故防止及び院内感染の予防、医薬品の副作用の防止と早期発見、医療機器事故防止のための次の規定の制定と各責任者を配置し取り組みをしています。

- i 医療事故防止安全管理規定
- ii 院内感染対策規定
- iii 医薬品安全管理規定
- iv 医療機器安全管理規定

医療安全管理者	谷定 裕加（厚生労働省の定める医療安全管理者養成研修 修了）
院内感染対策責任者	堀畑 英里香
医薬品安全管理者	千葉 さおり
医療機器安全管理者	中田 はるか

上記の規定及び責任者を制定し医療安全に関する改善活動及び医療事故防止の取り組みに努め、患者様が安心して治療が受けられる病院として評価されるよう努力いたします。

また、定期的な職員研修や最新医療安全の収集も行い日々進歩する医療において最善な治療が受けられますよう努力致します。

この規定の閲覧を希望される方は事務までお問合せ下さい。